



贈与とは？



生前贈与は慎重に!!

皆さん、こんにちは。今回は、贈与のお話です。最初に民法549条をご紹介...



『贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手側に与える意思を示し、相手方が受諾することによって、その効力を生じる』（具体的には渡す側の「渡します」という意思ともう側の「もらいます」という意思が合致することが必要となります。）

① 渡す側の「渡します」という意思.....

認知症（重度）の親のキャッシュカードを管理している長男が勝手にATMで現金を引き出し、長男の口座に入金した場合、これは要件を満たすでしょうか？当然、満たしません。認知症（重度）の親は「渡します」という意思を伝えることができないのです。



② もらう側の「もらいます」という意思.....

親が子の通帳を預かり、子の知らないところで子の通帳に現金110万円を振り込みし、子の通帳を親が保管している状況。このケースの場合、子は現金110万円をもらったことを知らないため、そもそも贈与契約は成立していないことは明白です。

③ 贈与をする場合の怖い点は.....

子の生活を墮落させてしまう可能性があることといえます。毎年当たり前のように110万円が自分の口座に振り込まれ、税務署対策のうえでも自由に使っていいと言われれば、子としては当然に生活費として使ってしまう可能性が高いのです。節税対策をしたことが子の生活や考え方に悪影響を与える可能性があるからです。



また、特定の子や孫にだけ贈与し、贈与しない子や孫がいれば、将来自らの相続の際に、相続人間でトラブルを招く原因になりかねません。改めて、贈与の本質をとらえ、自らが争いの種をまかない気持ちが必要です。

④ 贈与をする時に考える必要なことは.....



①. 老後資金として手元にどれだけ資金を保有しておけば良いか？ ②. 贈与を毎年行うことで、子にとってそれが当然となり、ありがたみが薄くなる懸念はないか？ ③. 贈与された子などの人格形成に、影響をあたえないか？ などなど...

贈与は、節税という“経済合理性”だけをもって考えることはおススメできません。





《今月のトピックス!!》



① いいじゃんかわさき



川崎の秋は15をこえる秋祭りがありとても賑やかです。10月19日(土)・10月20日(日)の二日間、川崎駅東口駅前6商店街の秋祭り「いいじゃんかわさき」を行いました。今年では30回目の記念すべき開催で木村朝教が理事長を務める東田商店街が幹事をしました。当日は、フェイスペインティングや自衛隊が南極の氷などを持ってきたりと、老若男女問わず、多くの方に楽しんでいただけました。また、当日は小学校、中学校、消防団、老人クラブなど、地域の多くの方々にもご協力頂きました。



② 東海道宿場まつり



10月20日(日)には、いいじゃんかわさきと同時開催で、「東海道川崎宿場まつり」が開催されました。川崎区のお祭りになりますが、実行委員長は会長の木村教義が務めました。旧東海道の宗三寺から小土呂橋までを通行止めにし、ハロウィンパレード、沖縄の伝統芸能のじゅり馬など、多くのパレードを行いとても賑やかなイベントとなりました。写真は会長の木村教義がハロウィンパレードで仮装した「天草四郎」です。



⑤ 年末のご挨拶です



早いもので今年も年の瀬となりました。今年では本格的なコロナ後となり、物価・地価の高騰、円安など、経済的には動きの激しい年となりました。首都圏の都市部の不動産価格は今後、多少下落する局面はあるかもしれませんが、**中長期的には上昇していく**と考えております。**家賃**は遅行指数と言われ、上昇のスピードは遅いですが、**徐々に上昇していく**と思われます。来年も不動産オーナー様にとって良い年となるよう、当社としても引き続きお手伝いを頑張っております。

